定期借地契約で土地を借り受けている方へ

横浜市交通局が定期借地制度を活用している貸付については、契約期間満了を迎えるにあたって、以下の通り事務を進めていきますのでご協力をお願いします。なお、横浜市交通局以外の契約に関する取扱いにつきましては各契約担当所属へお問い合わせください。

１．契約期間満了の概ね 3 年以上前から期間満了後の取扱いの検討を行います

横浜市交通局では定期借地権設定契約の契約期間満了を迎えるにあたり、原則として期間満了の概ね 3 年以上前から検討を行います。検討と並行して協議の場を設けさせていただきますので願書及び関連書類の提出にご協力をお願いいたします。

２．原状回復に関する計画書を提出いただきます

横浜市交通局が継続使用を認める場合を除き、契約に基づき、契約期間満了までに土地の上に建てられた建物等を地中部分も含めて賃借人の負担により撤去いただき、更地で本市へ返還していただくことが原則です。建物の解体撤去についての計画書等の提出をお願いし、また、その履行状況を確認させていただきます。

３．公募により土地を借りている方が継続使用する場合は清算を行います

入札・公募の手続きを経て契約相手方を選定した定期借地契約について、契約期間満了後も引き続き建物を使用することを横浜市交通局が承認する場合には、その条件として建物解体撤去費相当の清算金をいただきます。また、契約書の内容を横浜市交通局で再検討しますので、貸付料が増額になる等、貸付条件が変わることがあります。

４．確認書の取り交わしを行います

賃借人の皆さまとの協議内容に応じて確認書の取り交わしを行う場合もありますのでご協力お願いいたします。